

令和4年度広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム実施状況

1 早期発見のための取組・体制の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
<p>① 保護者への普及啓発</p> <p>乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。</p>	こども・家庭支援課	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で配布する啓発用冊子に発達障害についての情報を掲載し、健診を受診した保護者に配布した。
<p>② 要観察児及び保護者への支援</p> <p>●1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。</p> <p>●乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。</p>	こども・家庭支援課、保育指導課、こども療育センター	<p>●保健センターや保育園を会場として親子教室を実施した。 【実施回数】全区計78回 内訳：安佐北区 13回 中・東・南・安佐南・安芸・佐伯区 各10回 西区 5回 【参加幼児数】実人数81人、延べ人数324人</p> <p>●市内の小児科、幼稚園、保育園等へ子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを配布した。</p>
<p>③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施</p> <p>乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。</p>	こども・家庭支援課、こども療育センター	<p>乳幼児期の子どもの成長発達を理解し、発達障害の診断基準や特性等の知識を習得するとともに、発達障害児の早期発見及び発達障害児とその保護者への具体的な支援技術を習得することにより、乳幼児の健全育成を図ることを目的として研修会を実施した。</p> <p>①乳幼児期の運動・精神発達について：参加者68名 ②発達障害への理解と支援：参加者71名 ③こども療育センターの概要と療育について：参加者81名 *コロナ禍のためZoomで開催</p>
<p>④ 5歳児を対象とした支援</p> <p>就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。</p>	こども・家庭支援課	<p>5歳児発達相談について、保護者全員へ個別通知し、子どもの発達についての啓発リーフレットを同封するなど、相談機会の周知徹底と保護者の気づきを促した。</p> <p>また、保護者の同意の下、専門家の助言内容を保育園や幼稚園、かかりつけ医等と情報共有し、家庭内のみならず保育園等においても一貫した支援を受けられるよう、各関係機関が連携した支援体制の強化に努めた。</p> <p>【実施回数】全区計113回 内訳：安佐南区24回、西区18回、南区16回 中・佐伯区各12回、安佐北区11回 東・安芸区各10回 【相談者数】延べ人数259人</p>
<p>⑤ 発達障害診療医療機関の周知</p> <p>●早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。</p> <p>●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。</p>	こども・家庭支援課	<p>●市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等、以下注記が無い場合は同じ）から、県の「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」につながるようリンクさせている。</p> <p>●各区相談窓口等に、発達障害の診療を行っている医療機関に関するチラシを配付した。また、5歳児発達相談に関する保護者全員への個別通知に、同チラシを同封した。</p>

2 療育・訓練体制の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
<p>① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施</p> <p>●こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。</p> <p>●こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、こども療育センター</p>	<p>●発達障害児の診療体制・療育の充実を図るため、スタッフの増員を行った。(6名)</p> <p>●発達障害児の支援について、専門的・実践的な研修の実施や外部研修への参加により、こども療育センターの職員の育成を図った。</p>
<p>② こども療育センターの外来療育教室の充実</p> <p>こども療育センターの外来療育教室等において、教室における支援内容の改善や、言語聴覚士、作業療法士等がタブレット型コンピュータを活用する等により発達障害児療育を充実させる。</p>	<p>こども・家庭支援課、こども療育センター</p>	<p>こども療育センター等の職員を対象に、タブレット型コンピュータを活用した療育に関する研修を実施した。(1日間:【参加者数】14名)</p>
<p>③ こども療育センターの発達障害児受入体制の整備</p> <p>発達障害児に対して障害特性に応じた専門性を持った療育を実施するため、こども療育センター内の児童発達支援センターにおける発達障害児の受入体制を整備する。</p>	<p>こども・家庭支援課、こども療育センター</p>	<p>西部こども療育センターのなぎさ園及び北部こども療育センターのくすのき園における発達障害児対応クラスにおいて、受け入れを実施した。 (【定員】各園午前クラス5名、午後クラス5名の計10名 【年間利用登録者数】なぎさ園70名、くすのき園60名) また、こども療育センター(光町)において、建替工事後の令和6年度からの発達障害児対応クラス開設に向けて準備を進めた。</p>
<p>④ 地域における療育の充実に向けた専門研修等の実施</p> <p>●児童発達支援(未就学児)及び放課後等デイサービス(就学児)を実施する事業所の専門スタッフを対象として、ソーシャルスキルトレーニング(子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。)を学ぶ研修に加え、発達障害の評価から支援までの専門的な研修を実施する。【拡充】</p> <p>●保育園等において発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。</p> <p>●こども療育センター等の職員が障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援において保育園等を訪問して助言等を行うことにより、保育園等における発達障害児支援の充実を図る。【新規】</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター、障害自立支援課、保育指導課</p>	<p>●児童発達支援(未就学児)及び放課後等デイサービス(就学児)等を実施する事業所職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニング研修を計3日間(4コマ)実施した。(【参加者数】19名) また、事業所職員を対象として、療育、支援の質を高めることを目的とした専門研修を実施した。発達障害の特性の理解と特性に応じた支援に関する基礎研修(計9日間:【参加者数】40名)及び実際の支援を見学する事業所見学研修(1日間:【参加者数】6名)を実施した。 加えて、基礎研修受講者が所属する事業所を対象とした訪問指導研修(1事業所)及び本研修受講経験者を対象としたレベルアップ研修(計2日間:【参加者数】7名)を実施した。</p> <p>●こども療育センターの職員が講師として、保育園等の保育士を対象に発達障害児に対する支援の専門的・実践的な研修を3回実施した。</p> <p>●こども療育センター(光町、北部、西部)において、障害児等療育支援事業の施設支援を334件実施した。また、保育所等訪問支援を延べ618件実施した。</p>

2 療育・訓練体制の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
<p>⑤ 発達障害診断後の家族への研修の実施</p> <p>●障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。</p> <p>●発達障害児の行動の特性を理解し、具体的で効果的な対処法(ペアレントトレーニング)を学ぶための実践的な研修を実施する。</p> <p>●家庭等で発達障害児がタブレット型コンピュータ等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、導入方法や活用方法などを家族が学ぶ講座を実施する。【新規】</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター</p>	<p>●こども療育センターにおいて、障害のある子どもの保護者及び支援者を対象に、障害への理解を深め、本人及びその家族の福祉の向上を図っていくため、こども療育センターの専門性を活かし、障害に関わる基礎的な知識や支援の技術についての研修を年間11回開催した。(延べ参加者数359人)</p> <p>●発達障害児の保護者を対象に、ペアレントトレーニングの基礎研修を、2コース計9日間実施した。(平日6日間コース:【参加者数】38名、休日3日間コース:【参加者数】35名)</p> <p>●発達障害児の保護者を対象に、タブレット型コンピュータの活用方法を学ぶ研修を、2日間実施した。(【参加者数】9名)</p>

3 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

【保育園等】

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
① 発達障害児基礎研修会等の実施 発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り系統だてて学ぶ必要があるため、研修を実施する。	保育指導課、こども療育センター	新任保育士及び発達障害児基礎研修会未受講者を対象に、年2回計画して実施した。基礎研修を行うことにより、連続した確かな支援ができるように、発達障害について正しい認識を持てるようにした。 (研修参加人数 239名)
② 発達支援コーディネーターの養成 発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター(保育園等における発達障害児支援のリーダー)の養成講座を公私立保育園等において実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。	保育指導課、こども療育センター	令和4年度においては新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、計画していた5回の発達支援コーディネーター養成講座をすべて開催した。発達支援コーディネーター役を担う保育士を対象として、医学・療育の進歩に伴う新たな情報を取り入れ、絶えず専門性を学ぶ意識を持ちながら実施した。 (参加人数 延べ271名)

【幼稚園・学校】

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施 大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。	教育委員会特別支援教育課	大学教授、医師、学校関係者等、38人による専門家チームを構成し、巡回相談指導を実施した。 申請は113園・校あり、延べ168回の巡回相談指導を実施した。
② 特別支援教育に係る指定校への支援 ●小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内体制づくり等に係る実践的な研究に取り組む「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」の指定を行う。【拡充】 ●自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実を目指す「特別支援学級研究推進校」の指定を行う。	教育委員会特別支援教育課	●「インクルーシブ教育実践研究校」(小学校9校・中学校7校)をモデル校として指定し、学級担任をもたない特別支援教育コーディネーターを配置し、校内支援体制の充実、特別支援教育の視点にもとづく授業づくり、学級経営力の向上等に取り組んだ。 また、特別支援教育体制の一層の充実を図るため、幼稚園1園を指定し、専門家チーム委員を年3回招へいた。 ●令和2年度から「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」において、合わせて取り組むこととした。
③-1 校内の指導体制の充実(特別支援教育コーディネーターの養成) 特別支援教育コーディネーター(特別支援教育を推進する教員)に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。	教育委員会特別支援教育課	新任者(67名)と経験者(189名)別に分け、新任者に年5回、経験者に年3回の研修を実施した。 また、各指定校の研究の一層の充実とコーディネーターのスキルアップをさらに図るため、指定校の特別支援教育コーディネーター(16名)を対象とした研修を年12回実施した。
③-2 校内の指導体制の充実(個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用) 適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。	教育委員会特別支援教育課	個別の指導計画を活用した計画的、組織的な指導の充実を図るよう学校訪問指導や校長会等の場で指導した。 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する園・学校で、個別の指導計画に基づき指導を行っている園・学校の割合は、92.5%であった。

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
③-3 校内の指導体制の充実(特別支援教育体制充実検討会議の開催) 小・中学校等における医療的ケア体制、インクルーシブ教育システムの構築、通級による指導を含む高等学校段階の特別支援教育の推進等、本市の特別支援教育の充実を図るための支援体制について検討する。	教育委員会 特別支援教育課	市立特別支援学校における医療的ケア体制の充実を図るため、医師・看護師から、医療的ケアの適切な運営について意見を聴取する会を3回実施した。
④ 管理職への理解・啓発の推進 発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、また、特別支援教育に係る園・校内体制の整備・充実の具現化について、理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。	教育委員会 特別支援教育課	年間2回(①幼・小・中・中等前・特 ②高・中等後)の講演会を実施した。
⑤ 特別支援教育アシスタント事業の実施 肢体不自由及び発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍する学校に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	教育委員会 特別支援教育課	令和2年度から、肢体不自由児、発達障害児等を対象に配置していた特別支援教育アシスタントのうち、発達障害児等を対象としていた者を、障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターに切り替えた。 令和4年度は、学習サポーターと特別支援教育アシスタント合わせて634人配置し、学習サポーターは、児童生徒等に対して個別の学習支援等を行い、特別支援教育アシスタントは、通常の学級に在籍する肢体不自由児に対して学校生活での移動支援等を行った。

【地域】

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
① 発達障害者社会的スキル訓練の実施 発達障害者を対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を営んでいくための技能訓練(ソーシャルスキルトレーニング)を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター	【再掲】児童発達支援(未就学児)及び放課後等デイサービス(就学児)等を実施する事業所職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニング研修を計3日間(4コマ)実施した。(【参加者数】19名)
② 発達障害者生活訓練の実施 ●発達障害者が円滑に社会生活を送ることができるようにするため、買い物、調理実習、公共交通機関の利用の仕方、マナー等の生活訓練プログラムを実施する。 ●発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするため、片付けセミナー等を実施する。【新規】	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、精神保健福祉課	●発達障害のある方を対象に、社会生活を送る上で知っておいた方がよい生活スキルや対人マナーに関することを学ぶ「生活応援セミナー」を年12回(6テーマ)実施した。(延べ参加者数82人) ●発達障害の方やその保護者を対象に、発達障害の特性に配慮した身の回りの整理整頓の方法を学ぶ講座として「整理収納講座」を開催した。(2日間:【参加者数】28名)

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
<p>③ コミュニケーション支援の充実</p> <p>●市民や事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用について周知を図る。</p> <p>●発達障害者が自ら使用することができる携帯用コミュニケーションカードや携帯電話用アプリケーション等の情報を収集し、市ホームページ(「発達障害支援ネットひろしま」等)等で発達障害者やその家族、支援者等に情報提供する。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>	<p>●市ホームページにおいて、コミュニケーション支援ボードをダウンロードできるよう掲載している。</p> <p>また、新任特別支援教育コーディネーター研修において、活用方法等を周知した。</p> <p>●オリジナルの携帯用コミュニケーションカード等を作成できるインターネットサイトについて、市ホームページで情報提供を行った。</p>
<p>④ 余暇活動等を支援するボランティアの育成</p> <p>大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、スポーツなどの余暇活動等の支援や講演会参加時の託児などを行うボランティアを育成する。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター</p>	<p>「発達障害者家族の集い」の茶話会において、広島市ボランティア情報センターと連携して、託児を行った。(計5回)</p> <p>また、「発達障害者家族の集い」のボランティアスタッフに対して、心構えや傾聴の技術に関する研修をオンラインで行った。(1回)</p>
<p>⑤ 交流の促進【新規】</p> <p>発達障害者が交流できる機会を提供するなど、交流の促進を図る。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター</p>	<p>ボランティア活動・社会貢献活動をしている方等を対象に、発達障害に関する理解の促進を図るための専門家による講演会を企画したが、受講応募状況により中止した。</p>
<p>⑥ 災害時における発達障害者への支援の周知</p> <p>●コミュニケーション支援ボード(災害編)や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ(「発達障害支援ネットひろしま」等)へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。</p> <p>●地域の身近な支援者である民生委員等に対して、災害時の支援について周知を図る。【拡充】</p>	<p>こども・家庭支援課</p>	<p>●「災害時の発達障害児・者支援について」と題したリーフレットと掲示物を、市ホームページに掲載した。</p> <p>なお、例年行っていた、発達障害者支援講演会の会場参加者に対する情報提供については、オンラインで開催したため、ハンドブック等の実物の掲示による情報提供は行わなかった。</p> <p>●地域の防災・避難・救出救助等のボランティア活動を行う「防災士」の養成講座の場でリーフレットを配布するとともに、広島市民生委員児童委員協議会を通じて、本市の全民生委員児童委員に対してもリーフレットを配布し周知を行った。</p>

4 就労支援の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
<p>① 就労に向けた生活訓練の充実</p> <p>就労移行支援事業所等を利用している発達障害者に対する支援の充実を図るため、発達障害者支援センターが実施している生活訓練プログラム等を活用して、当該事業所等に対し、助言や協力をを行う。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課、精神保健福祉課</p>	<p>相談支援ケースを通じて、就労移行支援事業所等に対して、助言等を行った。</p>
<p>② 発達障害者就労準備支援の実施</p> <p>就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などの基礎づくりを図るとともに、協力事業所に対して発達障害の理解の向上を図るため、発達障害者を対象に、協力事業所での実習を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター</p>	<p>協力事業所において、2名の発達障害者に対し実習を実施した。</p>
<p>③ 関係機関の連携による就労支援の充実</p> <p>●相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による相談、就労、職場定着等の支援を充実する。</p> <p>●障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターが「発達障害」、「社会資源」、「生活支援」に関する講習会、学習会を実施する。</p> <p>●労働局・ハローワークが実施する企業に雇用されている方を対象とした発達障害の理解と対応に関する養成講座において、発達障害者支援センターの職員が講師として講座を実施する。【新規】</p> <p>●発達障害者支援センター、障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターがそれぞれの役割に従い、発達障害者に効率的に就労支援を行う。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課、精神保健福祉課</p>	<p>●各区保健センターにおいて、発達障害者がもつ特性の説明やこれを踏まえた相談を行った。また、必要に応じて、就労支援機関等関係機関へ繋ぎ、連携しながら、就労支援を行っている。</p> <p>また、発達障害者支援センターにおいて、就労を希望する発達障害者に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関へ繋ぎ連携しながら就労支援を行った。(延支援件数32件)</p> <p>●障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターの職員を講師とする研修会を6回実施した。(延参加者数18人)</p> <p>●労働局・ハローワークとの共催により実施する発達障害の理解と対応に関する講座において、発達障害者支援センターの職員が講師として講座を実施する予定だったが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止した。</p> <p>●広島障害者就業・生活支援センター連絡協議会に2回参加し障害者雇用の現状等について情報交換を行った。発達障害のある方への支援にあたっては、ニーズに応じて各機関と連携を図りながら支援を行った。</p>
<p>④ 企業に対する普及・啓発【新規】</p> <p>企業向けセミナー等で発達障害の特性や発達障害者を雇用する際に配慮すべきことなどを周知する。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課</p>	<p>●広島労働局、障害者職業センター等との共催により「障害者の雇用の拡大・定着のための企業向け講演会」の分科会において、企業の社員等を対象とした精神障害・発達障害に関する理解を深めるための講座を実施しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じつつ、開催した。</p> <p>また、企業からの要望に応じて企業に出向いて行う出前型の職業能力開発講座での発達障害者の特性や配慮事項等の周知について、令和4年度は企業からの講座開催の希望がなかったため実施しなかった。</p>

5 相談支援の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
<p>① 相談支援事業所の周知</p> <p>●障害児及び障害者の支援を行う相談支援事業所などについて、市ホームページ(「発達障害支援ネットひろしま」等)へ掲載する。</p> <p>●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>	<p>●市ホームページへ障害者相談支援事業所や障害児相談支援事業所、その他の障害福祉サービス事業所等の一覧表を掲載している。</p> <p>●区役所やこども療育センターで、相談支援事業所の周知を図った。</p>
<p>② 発達障害者相談支援従事者研修の実施</p> <p>相談支援事業所等の職員及び行政機関相談従事者に対して、身近な地域において的確な相談支援が可能となるよう、特性のアセスメントや支援方法のプランニングなどの研修を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター</p>	<p>障害者相談支援事業所等で相談に従事する職員及び行政機関や公共施設等の職員に対して研修会を開催した。(年2回、延参加者数31人)</p>
<p>③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入【新規】</p> <p>発達障害者の相談窓口の職員が発達障害の特性等をその場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できる聴き取りシートを作成し、導入する。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター</p>	<p>作成に向けて検討を行った。</p>
<p>④ ペアレントメンター制度の実施【新規】</p> <p>発達障害のある子どもの子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けた保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター</p>	<p>ペアレントメンター制度の実施に向け、ペアレントメンター及びペアレントメンター・コーディネーターの顔合わせも兼ねた事業説明会を行った。</p>
<p>⑤ 発達障害者オープン相談の場の運営</p> <p>発達障害者を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター</p>	<p>相談支援などを行うとともに発達障害のある方の居場所として、また人と関わる場としてオープン相談の場を実施した。 東地区(2グループ):45回開催 西地区(1グループ):20回開催 安佐南地区(1グループ):22回開催</p>
<p>⑥ 継続した支援を行うためのツールの活用</p> <p>支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関(医師、学校の教師等)に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>	<p>こども療育センター(光町、北部、西部)等において、265部配付した。 また、説明会を開催し、発達障害の診断を受けたこどもの保護者等にサポートファイルを配付し、書き方や活用方法などを説明した。(開催回数:6回) 加えて、持ち運びがしやすい形状の「サポートファイルmini」をこども療育センター(光町、北部、西部)等において、192部配付した。</p>
<p>⑦ 関係機関の連携による支援の実施</p> <p>発達障害者支援センターが相談を受けているケース等について、ケース会議等に参加し、支援の方向性などについて関係機関と検討し、連携して支援を行う。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター</p>	<p>個別ケースに関する調整会議として、ケースに応じ本人、家族、障害者相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係者によるケース会議を開催または参加した。(計12回)</p>
<p>⑧ 情報提供の充実</p> <p>市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」において、発達障害者への支援に関する情報(医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等)を集約し、リソースマップとして掲載したり、パンフレットに相談支援機関の一覧を掲載するなど情報提供の充実を図る。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>	<p>市ホームページ内に設置している「発達障害支援ネットひろしま」に、「相談支援マップ」として、相談支援機関、医療機関等の情報を掲載している。</p>

6 発達障害についての理解の促進と社会的障壁の除去の推進

事業・取組の概要	担当	実施状況(R4)
<p>① 啓発イベントの実施</p> <p>●市民を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。</p> <p>●世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に関連して、広島市のブルーライトアップ等を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課、発達障害者支援センター</p>	<p>●「発達に特性のある子どもたちを支える～特性を理解して関わることの大切さ～」をメインテーマに掲げるとともに、4つのサブテーマ(①発達障害の理解について、及び②SLD(LD)③ADHD④ASDそれぞれの特徴(得意、苦手)、家族や周りの人の接し方/対応の仕方について)に基づき、市民全般を対象とした講演会を実施した。</p> <p>講師:独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター 小児科 医師 湊崎 和範 氏</p> <p>参加者:1,682人</p> <p>●広島県、広島自閉症協会と連携して、世界自閉症啓発デーにあわせて啓発イベント(ブルーライトアップ事業)を実施した。</p>
<p>② 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施</p> <p>●各区相談窓口等の市職員を対象として、大人の発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。</p> <p>●スポーツ、文化施設をはじめとする公共施設等の職員及び企業・事業所の職員を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。</p>	<p>精神保健福祉センター、こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター</p>	<p>●「発達障害について」をテーマに、市職員を対象とした研修を実施した。</p> <p>講師:広島市精神保健福祉センター 中甫木 くみ子 医師</p> <p>参加者:19カ所(所属) 31人</p> <p>●【再掲】障害者相談支援事業所等で相談に従事する職員及び行政機関や公共施設等の職員に対して研修会を開催した。(年2回、延参加者数31人)</p>
<p>③ 発達障害者家族の集い等の開催</p> <p>●18歳未満の発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場(発達障害者家族の集い)を提供する。</p> <p>●18歳以上の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場(成人期発達障害者家族の集い)を提供する。</p> <p>●思春期、青年期の発達障害者の家族を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する講座を開催する。【新規】</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター</p>	<p>●グループに分かれ、先輩保護者を交えて情報交換等を行う「発達障害者家族の集い」を9回実施した。(茶話会:延べ参加者数72人)</p> <p>●成人期の発達障害のある方の家族に対し、研修会と茶話会を開催した。(3回、延べ参加者数32人)</p> <p>●思春期、青年期の発達障害者の家族を対象に、「配慮が必要な思春期の子どもへの支援～不適切な自己主張への対応を中心に～」をテーマとして、Zoomによるオンラインでの講演会を実施した。(参加者数 73人)</p>
<p>④ パンフレット等の作成・配布</p> <p>●発達障害についての入門的な啓発用パンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。</p> <p>●発達障害者への具体的な対応例を掲載したパンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。</p> <p>●発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子を作成し、配布する。</p>	<p>こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター</p>	<p>●公共施設等でパンフレットを配架している。</p> <p>●作成について検討を行った。</p> <p>●市ホームページに、「発達障害のある方と家族のための広島市リソースブック」を掲載している。</p>

<p>⑤ 情報発信</p> <p>市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載する。</p>	<p>こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課</p>	<p>市ホームページに、発達障害の特性、広島市の取組等について掲載している。</p>
<p>⑥ 障害者差別解消法の周知【新規】</p> <p>障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮の提供等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するなど、周知を図る。</p>	<p>こども・家庭支援課、障害福祉課</p>	<p>市ホームページに、障害者差別解消法に関する広島市の取組等について掲載した。また、シンポジウムの開催や、各区役所窓口障害者差別解消法、障害者差別解消推進条例のパネルを配置し周知に努めた。</p>